

令和8年度公立大学法人滋賀県立大学 研究ユニット形成支援費 募集要領

1 募集対象

(1) 対象

本学の複数の研究院で構成される研究ユニット。または、他大学もしくは公的研究機関の研究者を含む研究ユニット。

(2) 応募限度額

1件あたり1,000千円以内 ※採択金額、採択件数は、予算の範囲内とする。

(3) 助成期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 申請手続き等について

(1) 申請期限

令和8年2月2日(月) 17:15

※申請期限厳守です。教育研究組織の長(学部長等)の押印も必要ですので、計画的に申請してください。

(2) 申請の要件

① ユニット代表者の要件

- ・本学の専任教員とする(学術研究員(旧長期在外研修者)、活動期間中の退職予定者は除く)
- ・申請時において本学に教員として採用された日から1年以上勤務していること。
- ・「公的研究費の運営・管理に関する誓約書」を提出していること(採用時および昇任時に提出が必要です)。
- ・教育研究高度化促進費の内定を得ていないこと。
- ・本学の大学情報データベースに研究業績を登録し、知のリソースで公開していること。

② その他

- ・本学の複数の研究院で構成されること。または、他大学もしくは公的研究機関の研究者を含むこと。
- ・連続する年度で同じユニットが本助成を受けることはできません。

(3) 申請書様式

研究ユニット形成支援費申請書(様式第1号)

3 審査方法およびスケジュール(予定)

令和8年2月中旬 書面審査

令和8年3月上旬 書面審査通過者のみヒアリング審査

令和8年3月下旬 採択課題決定・通知

令和9年4月 実績報告書(様式第3号)の提出

審査にあたっては別添の研究ユニット形成支援費審査要領を参考にしてください。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、研究ユニット形成支援費の取扱いについては、「公立大学法人滋賀県立大学研究ユニット形成支援費取扱要綱(令和5年11月24日施行)」によります。申請される際は必ず一読してください。

(2) 本手続きは次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるので、役員会において当初予算が否決されたまたは本件予算が削除された場合は募集を停止します。

【申請書提出先】

地域連携・研究支援課

研究推進室 柳沼（内線8612, 8507）